

障がいのある人と人権

～ともに生きるために～



ぼくの母さん

小学六年生

ぼくの母さんは、昔から右目が見えません。そのことでぼくは思ったことがあります。小さいころはあまり気にしていませんでした。でも、年が上がるにつれ、気にしていくようになってきました。母さんと買い物に行ったときに、「あの人化け物みたい。」

と言われ、ぼくはすぐに言いに行こうとしました。でも、母さんはぼくを止めました。たぶんこういうことは慣れているのだからと思うました。今考えると、その人は、初めて自分とはちがう人を見て、つい思ったことを言ってしまったんだらうと思います。

ぼくだって、母さんと話していると目が気になることがあります。そりゃあ、自分とはちがう人を見たら、気になったり見たりすると思います。でも、周りの人の母さんに対する態度や言葉に対して、「どうしてもいやだ。」という気持ちを抑えられなくなったころもあります。

三、四年生のころは、母さんと買い物に行ったり、どこかに行ったりすることがいやになっていました。それは、母さんのことを見られるのがこわくて、そのこわさがどこから来るのか、きちんと自分の気持ちと向き合えなかったからだと思います。今思えば、そのころのぼくは母さんというと、人の目を気にしてばかりいました。人の視線やどのように言われるかわか

らない言葉や態度に、母さんが傷つくことを心配ばかりしていました。今は、そんなことを思うことはあまりありません。でも、あまり気にしなくなっても、母さんに対する周りの人の言葉や態度、特別な目で見られることを、心のどこかで気にしている自分があります。この作文を書いてる今も、いろいろなことを考えています。母さんのことを書くのは、心のどこかでさげたいと思っている気持ちと、少しでもこの状況がよくなるなら、やっぱり書きたいという気持ちの両方があるからだと思います。母さんは、もうすぐ仕事のプレゼンテーションがあって、それに出るかどうかわかっていません。

「人がたくさん来て、周りの人が自分の目を見た時にどう思うか考えていると行きづらい。」と話しているのを聞きました。それは、目のこととこれまで何度もいやな思いをしたからだと思います。なぜそこまで、母さんが心配しなくてはならないのか疑問です。明るくてお人よしでぶつうの人と変わらないのに、どうして行きづらいのような心配をしなければならぬのか疑問です。

ぼくは、母さんのような人たちがぶつうに、心配せず、安心して暮らせるようにしたいです。そのためには、「こつこつ思いをしている人がいるんです。」などと呼びかけて、わかってもらう人が一人でも増えていくことで、少しでも暮らしやすくなると思います。

人権作文集「人権の芽」第11集より



伊勢市環境生活部
人権政策課

TEL (0596) 21-5546
URL <http://www.city.ise.mie.jp>



表紙：平成28年度人権尊重啓発ポスター小学2年生の部 市長賞

2017.7 1,300部
再生紙を使用しています。

障がいてなに？障がいのある人ってどんな人？

「障がい」とは何でしょうか。障害者基本法では障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁（※1）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されています。

「障がい」は、物が見づらいとか、歩きづらいなど、その人の心身の状態から生じるものばかりではありません。そうした状態のために働くことができなったり、さまざまな活動に参加できなったりする社会のしくみに問題があり、そのような社会と人とのかかわり（建物や制度、人々の偏見）から「障がい」が生じるのです。

※1「日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」（障害者基本法第2条）

障がいのある人を取りまく状況

私たちの周りで、障がいのある人にとって「障壁（バリア）」となっていること（もの）にはどのようなものがあるのでしょうか。

<社会的障壁の例>

種類	内容	バリアとなる例
物理的バリア	建物・乗物・道路などにあるバリア	・階段、段差、隙間がある ・自販機のボタンの位置が高い
制度的バリア	障がいの有無や、障がいに対する配慮をしないことを条件としている制度によるバリア	・障がいを理由として、一律に不適合とみなされる ・動物の同伴禁止を理由に、盲導犬の同伴を断られる
文化・情報面のバリア	情報を入手する際のバリア	・活字が小さい ・チャイムや放送が聞こえない
意識上のバリア	障がいのある人についての無理解・無関心によるバリア	・怖がられる ・好奇の目で見られる

これらの障壁（バリア）によって、障がいのある人たちは物理的に移動ができなかったり、受けられないはずのサービスが受けられなかったりと、様々な不便や不合理を強いられることがあります。



障害者差別解消法とは？

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」は、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として2013（平成25）年に制定、2016（平成28）年に施行されました。今までは、「障がい者差別」というと、障がいを理由に他者や社会から排除、制限、区別などを「されること」ととらえられてきました。しかし、この法律の制定によって、合理的配慮（※2）を「されないこと」も差別であるという考え方が明確に規定されました。

	不当な差別的取扱	障がい者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	禁止	法的義務
民間事業者	禁止	努力義務

「障がいを理由とする差別」とは何かについては、この法律では定義されていません。差別に該当する行為というのは、障がいの内容や人それぞれの受け取り方などによって変わってくるため、個別の事例ごとに考えることが大切です。

※2 障がいの程度や状況に応じて無理のない範囲でできる限りの配慮を行うこと

障がいを理解しよう

障がいのある人の自立や社会参加が阻まれる要因の一つとして、「障がい」についての理解の不足があげられます。そこから障がいのある人に対する誤解や偏見が生じます。まず、私たち一人ひとりが「障がい」について理解することが必要です。

◎障がいがあることは特別なことではない

障がいのある人を「特別扱い」することは、障がいのある人にとって必ずしも良いことではありません。障がいのある人もない人もどちらかの立場が強くなるという関係ではなく、等しく平等の関係を築くことが大切です。

◎障がいは一人ひとりみんな違う

障がいは種類も程度も様々であり、一人ひとりみんな違います。外見ではわからない障がいもあります。「こうしたい」「こうしてほしい」という思いも人それぞれです。こちらが良かれと思ってしたことが迷惑になるかもしれません。行き過ぎた配慮にならないためには、「障がいがあるからこうしたいはずだ」と決めつけずに、まずはお互い相手のことを知ろうとする姿勢が必要です。

人は障がいの有無にかかわらず、国籍・人種・年齢・価値観・性格など一人ひとり違います。誰もが社会の一員として互いに人格と個性を尊重し、共に支えあい、自分らしく生きられる社会をみんなでつくっていきましょう。